令和７年１月26日執行

候補者のしおり

【町長・町議会議員選挙】

四国えひめ 砥部 TOBE

砥部町選挙管理委員会

第１　立候補の届出

1　立候補の資格

⑴　町長の場合

①　日本国民であること
②　選挙期日現在、年齢満 25 年以上であること
③　禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者でないこと
④　禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと（一般犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。）
⑤　公職である間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得罪により刑に処せられその実刑期間とその後 10 年間を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者でないこと
⑥　選挙犯罪によって禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者でないこと
⑦　選挙犯罪（政治資金規正法違反を含む。）によって被選挙権を停止されている者でないこと

⑵　町議会議員の場合

上記の要件に加え、**⑧　砥部町に引き続き３カ月以上住所を有すること**　が必要です。

2　予備審査

立候補届出書や添付書類に不備がないよう、提出書類の予備審査を**１月 16 日（木）**に実施します。届出が不受理とならないよう、立候補予定者は予備審査を受けてください。

【審査会場】砥部町役場　２階　大会議室
【受付時間】9:30～17:00 までの間で、校区別に下表のとおり実施します。

区分	校区	受付時間
町長選挙立候補予定者	全域	9:30～17:00
町議会議員立候補予定者	砥部小校区	9:30～11:30
	宮内小校区	13:30～15:00
	広田小校区	
	麻生小校区	15:00～17:00

3　立候補の届出

立候補の届出は、選挙長に対して行います。選挙長は「亀井憲治」の予定です。
届出の方法には、「本人届出」と「推薦届出」があります。いずれの場合も、郵便による届出はできません。なお、必ずしも届出者本人が手続きする必要はありません。

届出の際には、**必ず立候補届に押印した印鑑（推薦届出の場合は、推薦届に押印された印鑑）を持参**してください。立候補届が受理されると、選挙運動のために必要な物品、証明書等を交付し

ますが、これらの受領印として必要なことはもちろん、立候補届に不備があった場合には、届出書に用いられた印鑑でないと訂正できませんので、特に注意してください。

(1) 本人届出（届出書の様式は別紙のとおり）

① 届出書記載上の注意

「氏名」は、本名（戸籍名）でなければなりません。ただし、戸籍名の漢字に対応する常用漢字又は人名用漢字を使用することは差し支えありません。楷書で正確に記載し、「ふりがな」をつけてください。

「本籍、住所及び生年月日」は、被選挙権の有無の判定上必要なものであるため、正確に記載してください。「本籍及び住所」は、県名から地番まで記載し、「生年月日」欄の括弧内には、**選挙期日現在（1月26日）の満年齢**を記載してください。

「党名」も正確に記載してください。この場合、自己の属する政党その他の政治団体の名称を記載することとし、立候補届出に添付しなければならない**所属政党（政治団体）証明書がある政党その他の政治団体の名称**になります。政党その他の政治団体の名称が20字を超える場合は、20字以内の略称を併せて記載しなければなりません。なお、政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、党派欄に**無所属**と記載しなければなりません。

「職業」は、できる限り詳細に記載してください。特に公職にある場合は、単に公務員と記載するのでなく、○○町民生委員というように具体的に記載しなければなりません。なお、法律において議員又は町長と兼ねることができない職にある者は、その職名を記載し、また、地方自治法第142条（町の請負等の禁止）[1]に規定する請負契約にある者については、職業欄にその内容を記載しなければなりません。

② 添付書類

No.	書類名	内容
1	供託証明書	供託をした松山地方法務局で交付される。
2	宣誓書	公職の候補者になろうとする者が、被選挙権があること及び他の選挙に立候補していないことを誓う旨の文書。虚偽の申請をした者は処罰されることがある。
3	所属党派（政治団体）証明書	**政党その他の政治団体に属する候補者として届け出る場合のみ必要**な書類（無所属として立候補する場合は添付不要）。所属党派（政治団体）証明書の発行者は、各政党（政治団体）とも選挙の種類によって本部等で決めているため、それ以外の者が証明したようなものは、効力がないことになるので誤りのないよう留意すること（例えば総裁、委員長等が発行権者であるにもかかわらず、都道府県支部長が証明した場合など）。
4	戸籍謄本又は抄本	**3カ月以内のものを添付**すること。

[1] 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

5	通称認定申請[2]書	**通称認定を希望する場合のみ、立候補の届出書に添えて提出**しなければならない。届出書に添えないで申請書を提出しても受理されないので留意すること。 通称であるかどうかの証明責任は候補者側にあるとされており、申請の際に、併せて選挙長に対し、その通称が本名に代わるものとして広く通用していることを説明し、且つそのことを証するに足りる資料（例えばハガキ、名刺、著書など）を提示しなければならない。 通称認定の申請が認められれば、立候補の届出の告示、新聞広告、投票所内の氏名等掲示に通称が記載される。それ以外（例えば選挙運動用ポスター、選挙事務所用看板など）に通称を記載するかどうかは候補者の自由である。

⑵　推薦届出（届出書の様式は別紙のとおり）

①　届出に際しての注意

推薦届出人となるためには、選挙の行われる区域内の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

②　添付書類

本人届出の場合の添付書類に加えて、次の表に掲げる２つの証明書が必要です。

No.	書類名	内容
1	候補者推薦届出承諾書	推薦届出人が複数の場合は、その全員にあてた承諾書の添付が必要。
2	選挙人名簿登録証明書	推薦届出人が選挙人名簿に登録されている旨の砥部町選挙管理委員会委員長の証明書。

⑶　届出の期間及び時間、場所

①　届出の期間及び時間

立候補の届出の期間は、**選挙期日の告示日（1月21日）の１日間、時間は午前８時30分から午後５時まで**で、告示日の午後５時以降は立候補の届出はできないため注意が必要です。

当日は、午前８時30分までに来た届出者については、「立候補の届出の受付のくじを引く順番を決めるくじ」を行い、この結果によって「立候補の届出の受付の順番を決めるくじ」を行います。なお、午前８時30分までに来なかった届出者は、くじを引いた届出が終わった後で、その到着順によって受付を行います。

②　届出の場所

立候補の届出の場所は、**砥部町役場庁舎　２階　大会議室**となります。

---

[2] 漢字の戸籍名を読みにしたがってひらがなやカタカナで使用する場合は、申請が必要（この場合は根拠資料の添付は不要）。戸籍名の漢字に対応する常用漢字又は人名用漢字を使用する場合は、申請不要。

⑷ 候補者に交付する物品、証明書等

立候補の届出が受理された候補者には、次の表に掲げる物品、証明書等を交付することとなりますが、**紛失等の場合は、原則として再交付されない**ので注意してください。ただし、表示板、標旗及び腕章は再交付されます。

交付した物品、証明書等は他人に譲渡してはなりません。また、立候補の届出を却下され、又は候補者を辞退した場合は、直ちに返還しなければなりません。

【候補者に交付する物品一覧表】

No.	物品又は証明書の種類	数量	交付者	交付時期	使用目的	備考
1	選挙運動用自動車表示板	1	砥部町選挙管理委員会	立候補届出受理後直ちに交付	自動車の前面に常時掲出	
2	選挙運動用拡声機表示板	1			拡声機送話口の下部に常時掲出	
3	街頭演説用標旗	1			街頭演説の場合掲出	
4	自動車乗車用腕章	4			候補者、運転手１名以外の者が乗車中着用	1 標旗の下に通じて15 以内 (自動車乗車用腕章は、街頭演説用腕章としても使用可)
5	街頭演説用腕章	11			街頭演説に従事する者が着用	
6	選挙運動用ビラ証紙交付票	1			頒布する選挙運動用ビラに貼付	ビラ証紙 町長　5,000 枚 議員　1,600 枚

【候補者に交付する証明書類一覧表】

No.	物品又は証明書の種類	数量	交付者	交付時期	使用目的	備考
1	候補者用通常葉書使用証明書	1	選挙長	立候補届出受理後直ちに交付	通常葉書の購入及び差出時に郵便局へ提出	通常葉書の枚数 町長　2,500 枚 議員　　800 枚
2	選挙運動用通常葉書差出票	25 (8)				
3	新聞広告掲載証明書	2			希望する新聞社に提出、有料で広告を掲載できる。	記事下 横 9.6 ㎝ 縦２段以内 色刷り不可

4　供託

⑴　供託の手続き

法務局等において、**町長選挙は 50 万円**、**町議会議員選挙は 15 万円**の現金、国債証書（振替国債含む。）又は小切手（一部の供託所のみ）を供託しなければなりません。供託すべき者は、立候補の届出をしようとする者、すなわち候補者本人又は推薦届出人となります。

本人届出の場合に第三者が供託したり、推薦届出の場合に候補者本人が供託しても効力はありません。

なお、**供託証明書には候補者の本名（戸籍名）が記載**されていなければなりません。

供託は、選挙期日の告示前でもできます。むしろ、告示後直ちに立候補の届出をし、選挙運動に入ることを考慮すれば、告示前に済ませておくことが望ましいといえます。

供託手続きの詳細は、松山地方法務局供託課[3]へお問い合わせください。

⑵　供託の場所

法務局又は地方法務局、あるいはその支局又は出張所で行えます。

法務局又は地方法務局に現金で供託する場合は、これだけで供託は完了します。

国債証書で供託する場合及び支局又は出張所に現金又は国債証書で供託する場合は、その法務局の指定する日本銀行[4]の本・支店又は代理店に払い込まなければなりません。この場合、日本銀行の支店等は、供託書に供託物を受領した旨の証明をして本人に返すこととなっています。

⑶　供託物の返還

一定の得票数[5]以上の得票があれば返還されます。

選挙終了後、選挙管理委員会から供託証明書と法定得票数を得たことの証明書の交付を受けて、供託先に提出してください。ただし、選挙終了後においても、出訴期間中及び争訟継続中は返還されません。

⑷　供託物の没収

供託物は、法定得票数に達しないとき、立候補を辞退したとき、立候補禁止の公職に就いたため立候補の辞退とみなされたとき又は候補者の届出が却下されたときは没収されますので注意してください。

---

[3] 〒790-8505　松山市宮田町 188 番地 6（松山地方合同庁舎）　℡089-932-0888（代表）
取扱時間　9:00～17:00

[4] 〒790-0003　松山市三番町 4 丁目 10-2　℡089-933-2211

[5] 【町長選挙の場合】有効投票の総数×1/10＝法定得票数（供託物没収点）
前回投票率を参考に 12/1 定時登録者数から算出した場合　17,323 人×60.44%×1/10＝1,047.002 票
【町議会議員選挙の場合】有効投票の総数÷議員定数×1/10＝法定得票数（供託物没収点）
前回投票率を参考に 12/1 定時登録者数から算出した場合　17,323 人×60.44%÷15 人×1/10＝69.800 票

5　その他の届出

⑴　立候補の辞退届

候補者が翻意して候補者を辞める場合は、選挙長に文書で辞退の届出をしなければなりません。辞退することができるのは、立候補の届出日内であり、よって告示日である１月21日の午後５時以降は辞退することはできません。

なお、推薦届出の場合も、候補者本人でなければ辞退届出を行うことはできません。

⑵　出納責任者、選挙事務所、選挙運動事務員等届出

立候補届出が受理されれば候補者となることができますが、次の届出についても立候補届出と同時に行っておいてください。

① 選挙事務所の設置届（9～10 ページ参照）
② 出納責任者の選任届（17 ページ参照）
③ 選挙運動事務員等届出書（17～18 ページ参照）

⑶　選挙公営制度に係る届出

公職選挙法においては、費用の掛からない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、公費による選挙費用の負担【選挙公営】制度を設けています。選挙公営制度は、地方公共団体が、条例に基づいて一定の選挙公営が設けられるよう規定されており、法改正による町議会議員選挙及び町長選挙への選挙公営制度拡大に伴い、前回から適用しています。当該制度を利用される場合は、立候補届出と同時又は契約締結後、速やかに次の届出を行ってください。

① 選挙運動用自動車の公費負担（11～12 ページ参照）
② 選挙運動用ポスターの公費負担（13～14 ページ参照）
③ 選挙運動用ビラの公費負担（16～17 ページ参照）

⑷　選挙公報に係る届出

候補者の政治信条、政策などを確認する媒体の発行を求める声が高まっていることを受け、前回の選挙から「選挙公報」を発行しています。選挙管理委員会は、候補者から提出された掲載文及び写真を写真製版で印刷し、候補者数に応じて縮小[6]して印刷、発行を行います。掲載順序は、委員会がくじにて決定し、次頁のとおり掲載します。配布は新聞折込み、町ＨＰへの掲載等を予定しており、新聞折込みは１月 25 日を予定しています。なお、無投票となった場合等は発行を中止します。

規格は、Ｂ４ サイズ（モノクロ　両面）とし、候補者の氏名、経歴、政見等及び写真を掲載いたしますので、立候補届出と同時に次の書類を提出してください。

---

[6] 候補者が４名以内の場合は原稿サイズどおり(3 名以上は両面)とし、5 名以上の場合は原稿サイズの４分の 1(10 名以上は両面)とする。

① 選挙公報掲載申請書
② 候補者の写真[7] 2枚
③ 選挙公報掲載文原稿用紙 2通

【選挙公報への掲載順序】

町長 選挙公報（表）
1
2
（選挙ＰＲ）

町議会議員 選挙公報（表）	
2	1
4	3
6	5
8	7
１０	9

【選挙公報掲載文原稿用紙レイアウト】

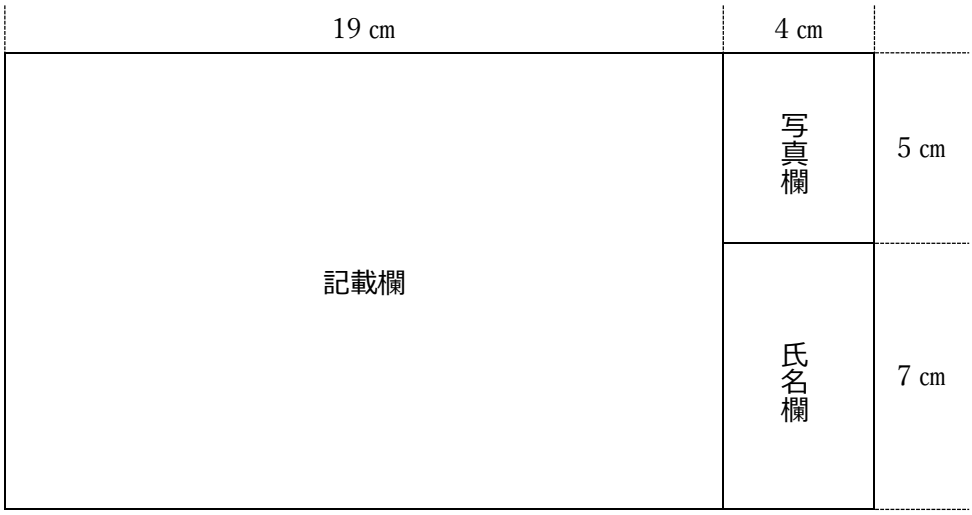

注） 掲載文は黒色の色素により記載。
写真欄以外には、写真を掲載できない
氏名欄には、候補者の氏名(通称)及びふりがな並びに所属党派名、年齢、生年月日及び職業以外は記載できない。この場合において使用できる文字は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、ローマ字、括弧（候補者の氏名に使用する場合を除く）及びアラビア数字とし、候補者の氏名及びふりがなについては、白抜きの文字は使用できない。
記載欄に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分の合計面積は、記載欄の概ね2分の1を超えてはならない。

[7] 写真は、当該選挙の期日前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景の縦5センチメートル、横4センチメートルの白黒のものを用いることとし、裏面に当該候補者の氏名を記載する。

⑸　選挙立会人の届出

候補者は、選挙立会人となるべき者の承諾を得て、1 人定めて届け出ることができます。
また、選挙立会人は、原則として候補者が届け出た者の中から選ぶこととされています。

【要件】
＊立会人となるべき者は、砥部町の選挙人名簿に登録されていなければならない。
＊候補者本人は、選挙立会人にはなれない。
＊届出は、候補者が行う（推薦届出の場合も同様）。
＊届出期間は、選挙期日の 3 日前（1 月 23 日）の午後 5 時までである。
＊届出は、必ず本人の承諾書を添え、文書でしなければならない。
＊届出のあった選挙立会人が、次に該当するときは、1 月 24 日に選挙長がくじで決定し、選挙立会人になる者に通知する。
・同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるとき。
・届出のあった者が 10 人を超えるとき。

第２　選挙運動に関する注意事項

1　選挙運動のための準備行為

立候補の届出後、すぐに選挙運動が開始できるよう、届出に先立って次に掲げる準備行為は認められています。ただし、認められているのはあくまでも純粋な準備行為であり、**準備行為が事前運動に当たるかの判断は微妙なものもあるため、慎重な検討・行動が必要**です。

＊政党等の公認を求めること
＊後援会の結成
＊選挙運動資金の調達
＊選挙運動の方法の協議
＊選挙事務所借入れの内交渉
＊出納責任者、選挙運動員などの内交渉
＊事務員、車上運動員及び労務者雇用の内交渉
＊有権者名簿の作成
＊演説会での演説依頼の内交渉
＊演説会場の借入れの内交渉
＊選挙運動用葉書の推薦文の文案依頼
＊各種届出書の記入など
＊選挙運動用立札、看板、提灯等の作製
＊自動車、拡声機などの借入れの内交渉
＊ポスター、選挙運動用葉書などの作成、宛名書き等

2　選挙運動期間

立候補届出後から投票日の前日（1 月 25 日）までが選挙運動期間となります。

公職選挙法では、立候補の届出手続きが完了後でなければ選挙運動をすることができないと規定されています。選挙運動中も禁止されている戸別訪問のような行為はもちろん、電話による選挙運動など、選挙運動期間中ならばできる行為であっても、届出前に行うことはできませんので注意してください。

3　選挙事務所

(1)　選挙事務所の設置又は移動

選挙運動のための休憩所その他これに類する設備は、選挙事務所以外に設けることはできません。

選挙事務所は、候補者に 1 カ所認められていますが、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）でなければ選挙事務所を設置又は異動（移動及び廃止）することはできません。

選挙事務所は、投票日の当日（1 月 26 日）に限り、投票所の入口[8]から直線距離で 300m 以内の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、300m 以外の区域に異動しなければなりません。この場合は、異動届が必要になります。

[8] 投票所を学校に設けた場合は校門。校門が複数ある場合はそれぞれを基準とする。

⑵　選挙事務所の届出

選挙事務所を設置又は異動したときは、直ちに砥部町選挙管理委員会にその旨を文書で届出しなければなりません。なお、選挙事務所の移動は、1日に1回です。

推薦届出者が選挙事務所を設置又は異動したときの届出には、候補者が事務所の設置又は異動を承諾した旨の承諾書を添付しなければなりません。この場合、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であるという証明書の添付も必要です。

⑶　選挙事務所の表示

選挙事務所を表示するため、その場所において使用するポスター、懸垂幕、プラカード、立札、看板及び提灯の類を掲示することができます。ただし、吹き流しは使用できません。

ポスター、懸垂幕、プラカード、立札、看板及び提灯の類は、通じて3を超えることはできず、提灯は1個に限られます。また、三角柱や円錐形のように立体的なものは使用できません。なお、**立札及び看板の類は、縦350㎝×横100㎝、提灯の類は、高さ85㎝×直径45㎝を超えてはならない**こととされています。

4　自動車及び拡声機

⑴　自動車及び拡声機の表示板

主として選挙運動のために使用される自動車及び拡声機の表示板を、それぞれ1枚ずつ交付しますので、自動車はその前面、拡声機はその送話口の下部又は外部から見やすい場所に取り付けておかなければなりません。

⑵　選挙運動のために利用できる自動車

①　乗車定員10人以下の乗用車

用途が乗用の自動車であれば、普通自動車、小型自動車はもちろん、軽自動車や二輪自動車（側車付き含む。）も使用できます。ただし、二輪自動車を除き、屋根、側面、後面の全部又は一部が開いたままになっている車（オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車）や、屋根の全部又は一部を開け閉めできる車は使用できません。

②　乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（軽自動車含む。）

いわゆるワゴン型、バン型の貨客兼用の自動車。

③　四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下の車

いわゆるジープと言われる自動車。屋根、側面、後面の全部又は一部が開いたままになっている車は使用できませんが、バン型にしたものや幌付きの車は使用できます。

④　小型貨物自動車及び軽貨物自動車

いわゆるトラック型の小型貨物自動車及び軽貨物自動車。覆いの有無に関わらず使用できます。

⑶　選挙運動用自動車に係る注意事項

走行中の自動車は、窓以外の部分を開いてはいけません。例えば、ライトバンの後部（荷物積み下ろし用）扉を開けたまま、また、ジープの幌を外したまま走行すると制限に触れることがあるので注意が必要です。

乗車できる者は、候補者、運転手（自動車１台につき１人に限る。）及び運動員４人です。運動員４人は、**乗車用腕章をつける**必要があります。

走行中の自動車上において選挙運動はできませんが、停止した自動車上においては選挙運動のための演説ができます。ただし、例外として、午前８時から午後８時の間に限り、走行中の連呼（いわゆる「流し連呼」）は許されています。

自動車に看板等[9]を取り付ける場合は、**制限外積載の許可が必要**ですので、あらかじめ松山南警察署で手続きをしてください。

⑷　自動車の使用に要する公費負担

候補者に係る供託金が没収されない場合に限り、次の額の範囲内で選挙運動用自動車の使用が公費負担となります。公費負担の適用を受ける場合は、契約締結後、直ちに選挙管理委員会に届け出る必要があり、選挙運動用自動車の使用に係る各費用は契約業者の請求に基づき、町から契約業者へ支払うこととなります。

契約の種類		内容	限度額
一般運送契約[10]（ハイヤー方式）		使用された各日の料金の合計（同一日において１台に限る。）	１台 64,500 円×５日＝322,500 円
個別契約（レンタル方式）		上記以外で、選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給、運転者を雇用する契約	
	自動車借入れ	使用された各日の料金の合計（同一日において１台に限る。）	１台 16,100 円×５日＝80,500 円
	燃料代	上記自動車に供給した燃料の代金	7,700 円×５日＝38,500 円
	運転手の雇用	運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一日において１人に限る。）	１日 12,500 円×５日＝62,500 円

※限度額を超える場合は候補者の自己負担となります。

※個人からの借り上げであっても契約すれば公費負担の対象となります。ただし、生計を一にする親族（６親等以内の血族、配偶者及び３親等以内の姻族）から借りる場合は、当該親族がレンタカー業を営んでいる場合を除いて対象となりません。

---

[9] 選挙運動用自動車に掲示できる文書図画は、ポスター、立札、看板の類及び提灯。ポスター、立札及び看板の類は縦 273 ㎝、横 73 ㎝以内で数量に制限はなく、提灯は高さ 85 ㎝、直径 45 ㎝以内で１個に限られる。

[10] 一般乗用旅客自動車運送業を経営する者（一般にタクシー会社）との自動車借入、燃料、運転手雇用を一括して含んだ契約

【ハイヤー方式、レンタカー方式(自動車の借上げ・運転手雇用)の場合の書類の流れ】

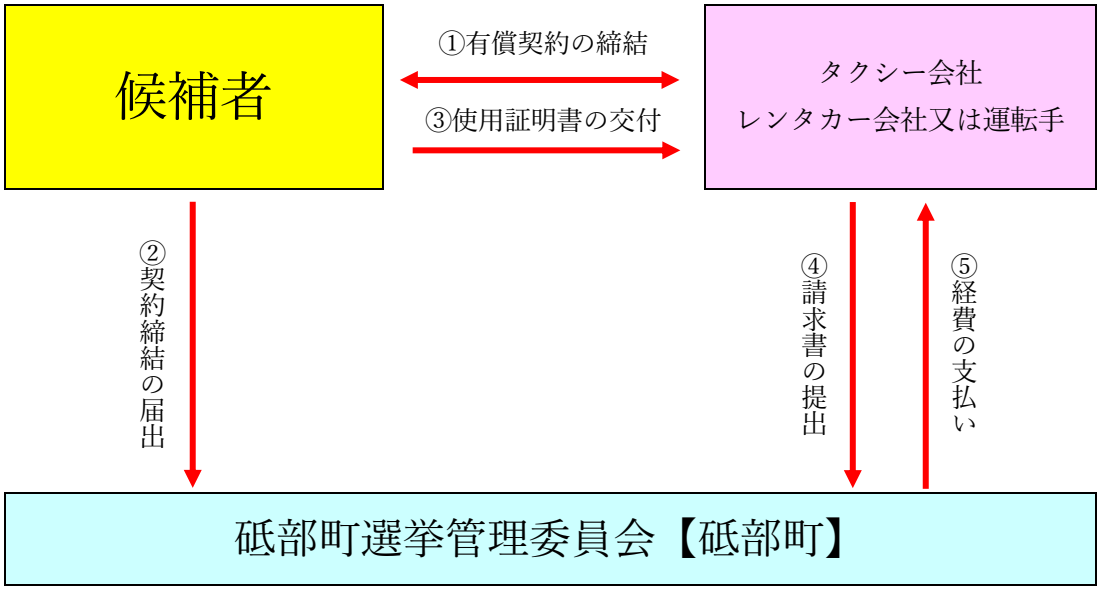

【レンタカー方式(燃料代)の場合の書類の流れ】

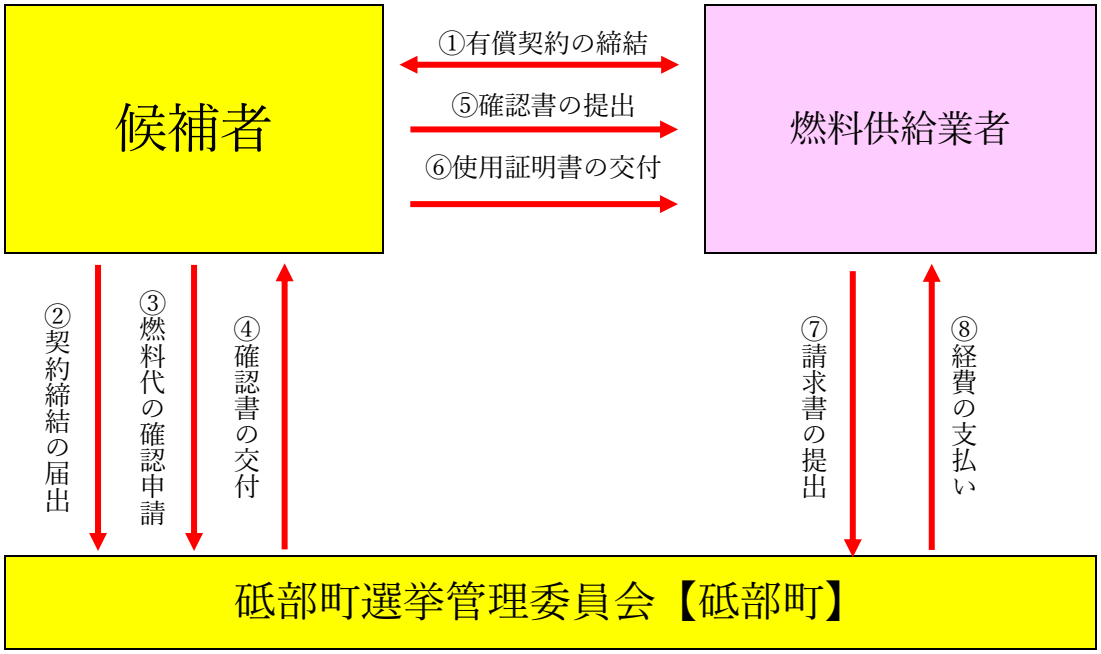

5　街頭演説

選挙運動のための街頭演説（屋内から街頭に向かってする演説を含む。）は、演説者がその場所にとどまり、町の選挙管理委員会が交付した標旗を掲げてしなければなりません。

街頭演説において、選挙運動に従事する者は、候補者１人につき 15 人以内（ただし、運転手を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む。）で、**街頭演説用腕章又は乗車用腕章を着用**しなければなりません。町の選挙管理委員会から、街頭演説用腕章 11 枚、乗車用腕章 4 枚を交付するので、着用してください。

街頭演説は、**午後８時から翌日の午前８時までの間はできません**。

6　個人演説会

⑴　公営施設使用の個人演説会

①　使用できる施設

候補者は、学校、公民館（社会教育法第 21 条に規定する公民館）、地方公共団体の管理に属する公会堂及び町選挙管理委員会の指定した施設を使用して個人演説会を開催することができます。ただし、施設本来の業務等に支障のある場合は使用できません。

公営施設の場合、**候補者１人につき、同一施設（設備含む。）毎に１回に限り無料**です。また、1 回の個人演説会において施設を使用できる時間は、準備、後片付けを含め **5 時間以内**です。

②　開催の申し出

個人演説会を行う場合、候補者は、**開催日の 2 日前までに文書で町選挙管理委員会に申し出**なければなりません。

⑵　公営施設以外の施設使用の個人演説会

公営施設以外を使用する場合は、町選挙管理委員会への申し出は必要ありません。従って、主催者が直接、会場となる施設の管理者と交渉し使用の許可を受けるとともに、経費は全て候補者負担となります。

7　演説及び連呼の制限

公共の建物内では、個人演説会場として使用する場合のほかは、選挙運動のための演説及び連呼行為は一切することができません。ただし、県営住宅など公営住宅では可能です。

交通機関や関係施設内では、選挙運動のための演説及び連呼行為は禁止されています。

病院、診療所その他の療養施設の建物や構内等においては、患者のために静穏を保つことが必要であることから、選挙運動のための演説及び連呼行為は禁止されています。

学校や病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するとともに、長時間にわたって同一の場所でとどまることのないよう努めなければなりません。

8　電話

電話による選挙運動は自由に行えますが、選挙運動であることから、**投票日の当日は当然禁止**されています。

9　選挙運動用ポスター

⑴　ポスターの大きさ

長さ 42 ㎝、幅 30 ㎝（タブロイド型）以内となっています。**表面には、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあってはその名称）及び住所を記載**しなければなりません。

⑵　ポスター掲示場

ポスター掲示場は、**48 箇所**を予定しています。掲示場所の一覧表は、立候補予定者予備審査時にお渡ししますが、それ以後でも必要に応じてお渡しします。

⑶　ポスターの掲示区画

ポスターの掲示は、立候補届け出後、**当該候補者の届出順位の番号と同一番号の区画に掲示**しなければなりません。なお、ポスター掲示場以外への掲示はできません。

⑷　ポスター作成費の公費負担

候補者に係る供託物が没収されない場合に限り、次の額の範囲内で選挙運動用ポスターの作成費用が公費負担となります。

なお、公費負担の適用を受ける場合は、ポスターの作成を業とする者と契約締結後、直ちに選挙管理委員会に届け出る必要があり、費用は請求に基づき、町から当該契約業者へ支払うこととなります。

単価の限度額	作成枚数の限度	公費負担限度額
7,130 円[11]	48 枚[12]	7,130 円×48 枚＝342,240 円

【選挙運動用ポスター作成の場合の書類の流れ】

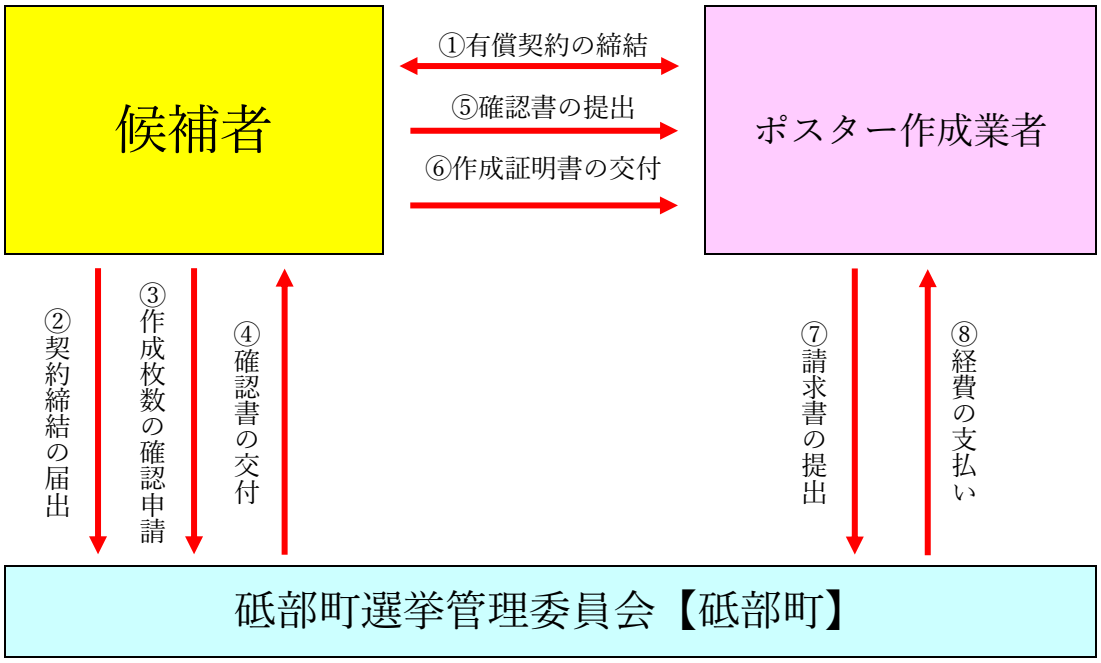

[11] 単価限度額の算定方法　（541 円 31 銭×ポスター掲示場数＋316,250 円）÷ポスター掲示場数

[12] 公費負担の対象となるのは、ポスター掲示場に掲示するポスターである。よって本町のポスター掲示場数 48 箇所に掲示する枚数分（48 枚）が限度枚数となる。

10　新聞広告

⑴　広告手続き

候補者は、**選挙運動期間中、新聞広告を２回行うことができます**。広告手続きは、「新聞広告掲載証明書」を立候補の受付の際に交付するので、希望する新聞社へ広告文の原稿とともに提出してください。なお、選挙期日の新聞には掲載できません。

⑵　広告の寸法

公告の寸法は、**横 9.6 ㎝、縦２段組以内で色刷りは認められていません**。また、掲載場所は、記事下に限られます。

活字の大きさや記載内容に制限はありません。なお、立候補の際、通称の使用が認められたときは、新聞広告は認められた通称を記載して行うことになります。

⑶　新聞の頒布

公告を掲載した新聞は、新聞販売業者が通常の方法で頒布しなければなりません。例えば、広告の掲載された新聞を大量に買い入れて有権者に配布するなど、他の方法で配ったり掲示したりすることはできません。

11　選挙運動用通常葉書

⑴　通常葉書の枚数

選挙運動のため頒布することができる通常葉書の枚数は、下表のとおりとなります。

選挙運動のために頒布できる通常ハガキの枚数	町長	2,500 枚
	町議会議員	800 枚

⑵　通常葉書の入手

選挙運動用葉書を入手するには、立候補届出の際に交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を、選挙運動期間中に松山南郵便局[13]に提示し、選挙用の表示がしてある葉書の交付（公費負担）を受けます。

選挙運動期間が短いため、立候補前にあらかじめ郵便局等で販売している葉書や私製葉書を使用して印刷しておくことは差し支えありませんが、この場合の葉書の購入費用は自己負担となりますので注意が必要です。

⑶　通常葉書の発送

選挙運動用葉書は、すべて松山南郵便局の窓口に、立候補の受付の際に交付される「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて差し出すことによって発送しなければならず、ポストに直接投入することはできません。また、郵便によらず使送、あるいは路上で有権者に手渡すなど、郵便以外の方法で配布することもできません。

---

[13] 砥部郵便局では交付できない。

松山南郵便局への持ち込みは、告示日以降に行ってください。なお、土曜日及び日曜日は郵便が配達されないため、遅くとも 1 月 22 日（水）までに持ち込む必要があります。

12　選挙運動用ビラ

⑴　ビラの大きさ

選挙運動のため頒布することができるビラの大きさは、**長さ 29.7 ㎝、幅 21 ㎝（A4）以内**となります。

⑵　ビラの記載内容

選挙運動用ビラの記載内容には特段の制限もないことから、両面印刷や色刷りすることも可能です。ただし、**ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあってはその名称）並びに住所を記載**する必要があります。

⑶　ビラの頒布方法

選挙運動用ビラは、**砥部町選挙管理委員会に届け出を行い、委員会が交付する証紙（シール）を貼らなければ頒布することができません**。また、ビラの頒布方法は、新聞折り込み、選挙事務所内、個人演説会の会場及び街頭演説の場所における頒布に限られています。

⑷　ビラ作成費の公費負担

候補者に係る供託物が没収されない場合に限り、次の額の範囲内で選挙運動用ビラの作成費用が公費負担となります。

なお、公費負担の適用を受ける場合は、ビラの作成を業とする者と契約締結後、直ちに選挙管理委員会に届け出る必要があり、費用は請求に基づき、町から当該契約業者へ支払うこととなります。

種別	単価の限度額	作成枚数の限度	公費負担限度額
町長	7 円 73 銭	5,000 枚	7.73 円×5,000 枚＝38,650 円
町議会議員		1,600 枚	7.73 円×1,600 枚＝12,368 円

【選挙運動用ビラ作成の場合の書類の流れ】

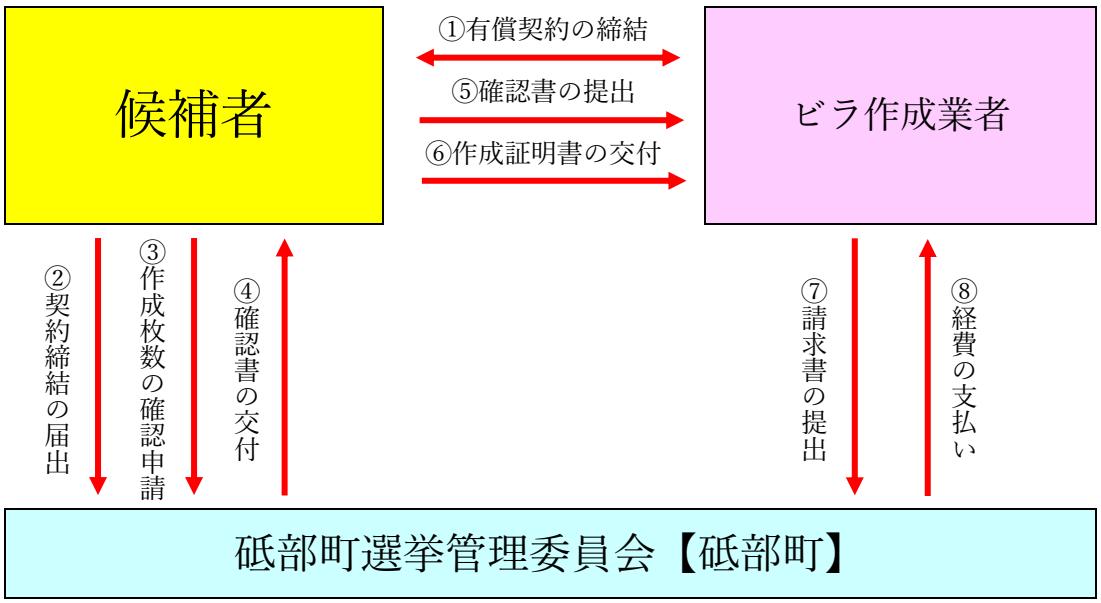

13　出納責任者

⑴　出納責任者

候補者の選挙運動費用の収支について、一切の責任を負うのが出納責任者であり、費用面について全面的な責任と権限を持つことになります。原則として候補者が選任しますが、候補者自らが出納責任者になることもでき、推薦届出者が候補者の承諾を得て選任することもできます。

なお、出納責任者の選任者は、自ら出納責任者となった場合を除き、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともに当該文書に署名捺印しなければなりません。

⑵　出納責任者の選任、解任及び辞任

出納責任者を選任したときは、直ちに砥部町選挙管理委員会に文書で届け出なければなりません。解任又は辞任により異動があった場合も同様です。また、出納責任者に事故があるとき又は欠けたときに、その選任者が変わって職務を行う場合も同様です。

⑶　届出前の寄附の受領及び支出の禁止

出納責任者は、その選任届があった後でなければ、いかなる名目であっても候補者のために寄附を受け、又は支出することはできません。

14　選挙運動のために使用する事務員等

⑴　選挙運動のために使用する事務員等の届出

選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員を雇い入れた場合は、町選挙管理委員会に届け出なければ報酬を支給することができないため、その者を使用する前に届け出てください。

⑵　報酬を支給できる者の数

事務員、車上運動員等、報酬を支給できる者の人数は、**町長選挙においては１日９人以内**、**町議会議員選挙においては１日７人以内**です。ただし、選挙運動期間を通じて、その人数の５倍（町長 45 人・町議会議員 35 人）を超えない範囲で異なる者を届け出ることができます。

⑶　選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額

本町における選挙運動従事者等に対する実費弁償及び報酬の最高額は、次のとおり選挙管理委員会告示で定められています。

種別	報酬日額上限	車賃等	宿泊料[14]	弁当料	茶菓料
選挙運動員	－	路程に応じた旅客運賃又は実費	12,000 円/夜	1,000 円/食 3,000 円/日	500 円/日
事務員	10,000 円以内				
車上運動員等	15,000 円以内				
労務者[15]	10,000 円以内（超勤は上記の５割以内）		10,000 円/夜	－	－

15　選挙運動費用の制限

公職選挙法では、選挙運動費用の最高額を定め、その範囲内でなければ費用を支出できないこととし、これを超えて支出をし、又はさせたときは、出納責任者が処罰されるとともに、原則的には連座制により候補者の当選をも無効とするなどの制裁を科すこととされています。

⑴　選挙運動費用の法定制限額

選挙運動費用の法定制限額は、次の算式によって算出される額であり、選挙期日の告示後、選挙管理委員会が直ちに告示します。

■法定制限額[16]

【町長選挙】（人数割額 110 円×告示日における選挙人名簿登録者数）
＋固定額 1,300,000 円

【町議会議員選挙】（人数割額 1,120 円×告示日における選挙人名簿登録者数÷議員定数）
＋固定額 900,000 円

---

[14] 宿泊料は、選挙運動員等については食事代２食分を含む。

[15] 「労務者」は、単純な機械的労務を提供し、その対価である報酬を得ることを目的に、例えばポスター貼りの作業、看板の持ち運び等の肉体的労働などに従事する者をいう。

[16] 令和６年 12 月１日定時登録時における法定制限額　※100 円未満は切上げ
【町長】（110 円×17,323 人）+1,300,000 円＝3,205,600 円
【町議会議員】（1,120 円×17,323 人÷15 人）＋900,000 円＝2,193,500 円

⑵　選挙運動費用とみなされない支出

選挙運動費用は、直接であるか間接であるかは問わず、また、候補者、推薦届出者、第三者の別を問わず、さらに候補者、推薦届出者、出納責任者、総括主宰者等の選挙運動の中心になる者と意志を通じているかに関わらず、実質的に選挙運動行為及び立候補準備行為のためにかかった費用の支出は、すべて選挙運動に関する支出となります。

ただし、次に掲げる支出は公職選挙法により選挙運動費用とみなされないこととなっています。

＊立候補費用のうち、候補者若しくは出納責任者が行った支出、また、候補者若しくは出納責任者と意志を通じて行った支出のいずれでもない支出
＊立候補届出後、候補者又は出納責任者と全く意志の連絡がなく選挙活動を行った場合の支出
＊候補者が乗用する自動車等のためにかかった費用
＊選挙の期日後に、選挙運動の残務整理のためにかかった費用
＊選挙運動のために支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
＊確認団体が行う選挙運動のためにかかった費用
＊選挙運動用自動車及び船舶を使用するためにかかった費用
＊供託金

16　選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出

出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出についての報告書に、領収書（写）、その他の支出を証すべき書面を添え、選挙期日後 15 日以内（2 月 10 日）に選挙管理委員会に提出しなければなりません。

≪参考≫立候補に係る提出物一覧表

　　必ず提出する書類

ゴシックは、1月21日の日付で予備審査時に提出してください。

■立候補届出関係様式

No.	提出書類	備考	ﾁｪｯｸ欄
1	**候補者届出書【本人届出】**	本人届出の場合	
2	**候補者届出書【推薦届出】**	推薦届出の場合	
3	**供託証明書**		
4	**宣誓書**		
5	**候補者推薦届出承諾書**	推薦届出の際の候補者の承諾書	
6	**所属党派証明書**	無所属の場合は不要	
7	**戸籍謄本又は抄本**		
8	**選挙人名簿登録証明願**	本人届出の場合は不要	
9	**通称認定申請書**	通称を使用する場合	

■その他の届出関係様式

No.	提出書類	備考	ﾁｪｯｸ欄
1	**選挙事務所設置(異動)届**	選挙事務所を設置した場合	
2	**選挙事務所設置(異動)承諾書**	推薦届出者が設置した場合	
3	**出納責任者選任(異動)届**	出納責任者を選任した場合(本人含む)	
4	**出納責任者選任(異動)承諾書**	推薦届出者が選任した場合	
5	**選挙運動員事務員等届出書**	報酬を支給する者がいる場合	
6	**選挙立会人となるべき者の届出書**	選挙(開票)立会人を届け出る場合	
7	**個人演説会開催申出書**	開催しようとする場合	
8	**選挙運動用ビラの届出書**	選挙運動用ビラを作成する場合	
9	**選挙運動用ビラ作成契約届出書**	ビラ作成に際し公費負担を受ける場合 ※契約書写しの添付	
10	**選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書**	〃	
11	選挙運動用ビラ作成証明書	〃　(候補者⇒請負業者)	
12	選挙運動用ビラの作成請求書	〃　(請負業者⇒砥部町) ※確認書、証明書の添付	
13	**選挙運動用ポスター作成契約届出書**	ポスター作成に際し公費負担を受ける場合 ※契約書写しの添付	
14	**選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書**	〃	
15	選挙運動用ポスター作成証明書	〃　(候補者⇒請負業者)	
16	選挙運動用ポスターの作成請求書	〃　(請負業者⇒砥部町) ※確認書、証明書の添付	

No.	提出書類	備考	ﾁｪｯｸ欄
17	**選挙運動用自動車の使用の契約届出書（ハイヤー方式）**	選挙運動用自動車(ハイヤー方式)使用に際し公費負担を受ける場合 ※契約書写しの添付	
18	**選挙運動用自動車の使用の契約届出書（レンタカー方式）**	選挙運動用自動車(レンタカー方式)使用に際し公費負担を受ける場合 ※契約書写しの添付	
19	**選挙運動用自動車燃料代確認申請書**	〃（レンタカー方式に限る）	
20	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	〃（候補者⇒請負業者）	
21	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	〃（レンタカー方式に限る） （候補者⇒請負業者）	
22	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	〃（レンタカー方式に限る）	
23	選挙運動用自動車の使用請求書	〃（請負業者⇒砥部町） ※確認書、証明書の添付(レンタカー方式の場合は、給油伝票の写しを含む)	
24	**選挙公報掲載申請書**	選挙公報への掲載を希望する場合	
25	**選挙公報掲載文原稿用紙**	写真２枚とともに上記申請書に添付	
26	**選挙公報掲載文修正申請書**	掲載内容に修正がある場合	
27	**選挙公報撤回申請書**	掲載を中止する場合	
28	選挙運動費用収支報告書	選挙期日から 15 日以内に１回目を提出 ※領収書等の写しを添付	
29	領収書を徴し難い事情があった支出の明細書	領収書等がないものについて上記報告書に添付	
30	振込明細書に係る支出目的書	金融機関での振込みによる支出について、28 報告書に添付	
31	**物資受領書**		

第３　砥部町における選挙関連例規

○砥部町公職選挙法等執行規程（平成 17 年選挙管理委員会告示第 2 号）

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この告示は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)及び関係法令に基づき、砥部町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が選挙を執行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条　この告示は、砥部町の議会の議員及び長の選挙について適用する。

2　衆議院議員、参議院議員、県の議会の議員及び長の選挙については、第 4 章及び第 7 章の規定を適用する。

第 2 章　自動車及び拡声機の表示

（表示板の様式及び交付）

第 3 条　本町の議会の議員及び長の選挙の候補者(以下「候補者」という。)が主として選挙運動のために使用する自動車及び拡声機の表示は、法第 141 条第 5 項の規定によって、委員会が交付する様式第 1 号の表示板を用いてしなければならない。

2　表示板は、立候補の届出を受けた後直ちに交付する。

（表示板の掲示箇所）

第 4 条　表示板は、自動車にあってはその前面、拡声機にあっては送話口の下部等外部から見易い箇所に、その使用中常時掲示しておかなければならない。

（表示板の再交付）

第 5 条　表示板を紛失し、又は破損したためその再交付を受けようとする者は、委員会に対して理由書を添えて文書で申請しなければならない。

2　表示板の破損により前項の申請をする場合においては、その申請の際破損した表示板を返さなければならない。

第 3 章　標旗及び腕章

（標旗及び腕章の様式）

第 6 条　法第 164 条の 5 第 3 項の規定によって委員会が交付する標旗は、様式第 2 号による。

2　選挙運動に従事する者が法第 164 条の 7 第 2 項の規定によって着用する腕章は、様式第 3 号による。

3　主として選挙運動のために使用される自動車に乗車する者が法第 141 条の 2 第 2 項の規定によって着用する腕章は、様式第 4 号による。

（標旗及び腕章の交付）

第 7 条　第 3 条及び第 5 条の規定は、標旗及び腕章の交付について準用する。

第 4 章　候補者の氏名等の掲示

（候補者の氏名等の掲示のくじ）

第 8 条　法第 175 条第 3 項の規定による公職の候補者の氏名及び党派別の掲載順序を定めるくじは、選挙の期日の公示又は告示のあった日の午後 5 時から砥部町役場において行う。

2　前項の規定によるくじを行う場所及び日時は、委員会においてあらかじめ告示するものとする。

（その他）

第 9 条　法第 271 条の 4 に掲げる者に対しては、表示板及び腕章は新たにこれを交付しない。

第 5 章　政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票

（証票）

第 10 条　公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号。以下「令」という。)第 110 条の 5 第 4 項の委員会の交付する証票は、町長及び町議会議員の選挙の候補者又は当該選挙の候補者となろうとする者(当該公職にある者を含む。以下「候補者等」という。)にあっては様式第 5 号に、当該候補者等に係る法第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体(以下「後援団体」という。)にあっては様式第 6 号による。

2　前項の証票の有効期限は、委員会の定めるところによる。

（証票の申請等）

第 11 条　令第 110 条の 5 第 5 項の規定による申請は、候補者等にあっては様式第 7 号の証票交付申請書に、後援団体にあっては様式第 8 号の証票交付申請書によらなければならない。

2　委員会は、前項の証票交付申請書の内容等を審査し、適正であると認めたときは、速やかに前項の申請をした者に証票を交付する。

（証票の再交付の手続）

第 12 条　証票の紛失又は破損のためその再交付を受けようとする場合においては、委員会に対して、様式第 9 号の証票再交付申請書により申請しなければならない。

2　前条第 2 項の規定は、前項の再交付について準用する。

（変更届）

第 13 条　候補者等又は後援団体は、第 11 条の規定により提出した証票交付申請書に記載した事項に変更があった場合には、直ちに様式第 10 号の証票交付申請書記載事項変更届を委員会に提出しなければならない。

（廃止届）

第 14 条　候補者等又は後援団体は、法第 143 条第 16 項第 1 号に規定する立札及び看板の類の掲示をやめた場合には、直ちに様式第 11 号の政治活動用事務所立札看板廃止届を委員会に提出しなければならない。証票の交付を受けた候補者等又は後援団体が候補者等又は後援団体でなくなったときも、同様とする。

（証票交付台帳の調製）

第 15 条　第 11 条又は第 12 条の規定により証票を交付し、又は再交付したときは、委員会は、様式第 12 号の証票交付台帳を調製するものとする。

2　第 13 条又は前条の規定による届出があった場合には、その旨を証票交付台帳に記載するものとする。

第 6 章　ポスター掲示場

(ポスター掲示場の様式等)

第 16 条　砥部町選挙ポスター掲示場設置条例(平成 17 年砥部町条例第 24 号)の規定によるポスター掲示場(以下「掲示場」という。)は様式第 13 号に準じて設置するものとする。

2　前項の掲示場の区画数は、選挙の都度委員会が定める。

(掲示の方法)

第 17 条　候補者が掲示場にポスターを掲示する場合においては、その候補者の立候補の届出順位と同一番号の区画に掲示しなければならない。

(掲示場の管理)

第 18 条　委員会は、ポスターが前条に規定する区画以外の箇所に掲示されていることを知ったときは、その旨を当該候補者に通知して、掲示の訂正を求めるものとする。

2　前項の場合において、当該候補者等が掲示の訂正に応じないときは、委員会は、当該ポスターを撤去するものとする。

3　委員会は、候補者等が死亡し、又は候補者であることを辞退し若しくは立候補の届出を却下された場合においては、当該候補者が掲示したポスターを速やかに撤去するものとする。

4　委員会は、掲示場の破損等を発見したときは、速やかに補修するとともに、新たにポスターを掲示する必要があると認めたときは、直ちに関係候補者にその旨を通知するものとする。

(その他必要な事項)

第 19 条　本章で定めるもののほか、掲示場に関し必要な事項については、委員会においてその都度必要な措置を講ずることができる。

第 7 章　個人演説会等の開催

(個人演説会等の開催の申出の処理)

第 20 条　法第 163 条の規定により個人演説会等の開催の申出があったときは、委員会は、様式第 14 号の個人演説会等開催申出処理簿に所要事項を記載しなければならない。

(個人演説会等の開催不能の通知)

第 21 条　令第 114 条第 1 項の規定による通知を文書で行う場合には、様式第 15 号によるものとする。

(個人演説会等開催の申出に対する通知)

第 22 条　令第 115 条の規定による個人演説会等の施設の管理者(以下「管理者」という。)に対して行う通知は、様式第 16 号によるものとする。

(個人演説会等開催の可否に関する管理者の通知)

第 23 条　令第 117 条第 1 項の規定による通知は、様式第 17 号に準じて作成した個人演説会等の施設使用可否の通知書によりしなければならない。

2　前項の規定によって、個人演説会等の施設を使用することができる旨の通知書を受けた候補者は、当該施設を使用して個人演説会等を開催する際に、当該通知書を管理者に提示しなければならない。

(個人演説会等の施設の使用予定表の提出)

第 24 条　管理者は、選挙が行われる場合には、令第 118 条の規定により施設の個人演説会等の使用予定表を様式第 18 号に準じて作成の上、委員会に提出しなければならない。

2　提出事項に変更を生じたときは、速やかに、前項の例により、その旨を委員会に通知しなければならない。

(個人演説会等の施設の程度及び公営のために納付すべき費用の額の承認及び公表)

第 25 条　管理者が、令第 119 条第 2 項の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備に関し、その程度及びその他必要な事項の承認を受けようとするとき、又は令第 121 条第 1 項の規定により､個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額の承認を受けようとするときは、様式第 19 号により申請しなければならない。その承認を変更しようとするときも、また同様とする。

2　管理者が、令第 119 条第 2 項及び令第 121 条第 1 項の規定によって公表するときは、その施設の程度及び費用の額を記載しなければならない。

(候補者がする個人演説会等の設備)

第 26 条　候補者は、令第 119 条第 3 項の規定により自ら個人演説会等の開催のために必要な設備を加えようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(農業委員会委員候補者の個人演説会)

第 27 条　農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)による農業委員会委員候補者の個人演説会の開催の手続に関しては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、第 17 条から前条までの例による。

(その他)

第 28 条　本章で定めるもののほか、個人演説会等の開催の手続に関し必要な事項は、その都度町委員会が定める。

附　則

この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(令和 2 年 8 月 11 日選管告示第 3 号)

この告示は、公表の日から施行する。

○砥部町選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額に関する規程
(平成17年選挙管理委員会告示第3号)

第1条　選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。

(1)　鉄道賃　鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額

(2)　船賃　水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等(運賃等について等級の区分を設けている船舶にあっては、2等又は3等運賃等)の額

(3)　車賃　陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額

(4)　宿泊料(食事料2食分を含む。)　1夜につき1万2,000円

(5)　弁当料　1食につき1,000円　1日につき3,000円

(6)　茶菓料　1日につき500円

第2条　選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額は、次のとおりとする。

(1)　基本日額　1万円以内

(2)　超過勤務手当　1日につき　上の額の5割

第3条　選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。

(1)　鉄道賃、船賃及び車賃　第1条第1号、第2号及び第3号に掲げる額

(2)　宿泊料(食事料を含まない。)　1夜につき1万円

第4条　選挙運動のために使用する事務員の報酬の額は、1人1日につき1万円以内とし、選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者にあっては1人1日につき1万5,000円以内とする。

附　則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

○砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
（令和２年条例第 25 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 141 条第８項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項の規定により、砥部町議会議員及び砥部町長（以下「議会議員及び長」という。）の選挙における法第 141 条第１項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第 142 条第１項第７号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第 143 条第１項第５号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第２条　議会議員及び長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、64,500 円に、その者につき法第 86 条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第 100 条第４項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第５項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第１項(同条第２項において準用する場合を含む。)の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第３条　前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第２号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、砥部町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第４条　町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

⑴　当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合　当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 64,500 円を超える場合には、64,500 円)の合計金額

⑵　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合　当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 16,100 円を超える場合には、16,100 円)の合計金額

イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700 円に当該候補者につき法第 86 条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ　当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合　当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が 12,500 円を超える場合には、12,500 円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第５条　前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第１号に定める契約と同条第２号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第６条　候補者は、第８条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第７条　前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第８条　町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価(当該作成単価が７円 73 銭を超える場合には、７円 73 銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 142 条第１項第７号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、切り上げる。）を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する

場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第９条　候補者は、第 11 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第 10 条　前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第 11 条　町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541 円 31 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、切り上げる。) を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第 12 条　この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

２　この条例は、この条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

附　則（令和４年９月 21 日条例第 13 号）

(施行期日)

１　この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

２　この条例による改正後の砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

○砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
（令和２年条例第 26 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 172 条の２の規定に基づき、砥部町議会議員及び砥部町長（以下「議会議員及び長」という。）の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙公報の発行）

第２条　砥部町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、議会議員及び長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）において、当該選挙の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見等（以下「掲載文」という。）及び写真を掲載した選挙公報を、選挙ごとに１回発行するものとする。

（掲載の申請）

第３条　候補者は、選挙公報に掲載文及び写真の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会に書面で申請しなければならない。

２　候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文及び写真に、他人の名誉を傷つけ、若しくは公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

（選挙公報の発行手続）

第４条　委員会は、前条第１項の申請があったときは、当該申請に係る掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

２　一の用紙に２人以上の候補者の掲載文及び写真を掲載する場合においては、その掲載順序は委員会がくじで定める。

３　前条第１項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

（選挙公報の配布）

第５条　委員会は、選挙公報を新聞折込みその他これに準ずる方法により、選挙の期日の前日までに配布するものとする。

２　前項の場合において、委員会は、町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等同項の規定による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

（選挙公報の発行中止）

第６条　委員会は、法第 100 条第４項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行を中止する。

（申請等の時間）

第７条　この条例の規定又はこの条例に基づき委員会が定めるところにより、候補者が委員会に対してする申請その他の行為は、午前８時 30 分から午後５時までの間にしなければならない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

○砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する規程
（令和２年選挙管理委員会告示第７号）

（趣旨）

第１条　この告示は、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（令和２年砥部町条例第 26 号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載文の申請）

第２条　砥部町議会議員及び砥部町長の選挙の候補者（以下「候補者」という。）は、条例第３条第１項の規定による申請をしようとするときは、選挙公報掲載申請書（様式第１号）に同一の掲載文２通及び候補者の写真２枚（同一の原板によるものに限る。以下同じ。）を添えて、砥部町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

２　前項の写真は、当該選挙の期日前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景の縦５センチメートル、横４センチメートルのもの（白黒のものに限る。）を用いるものとし、その裏面には、当該候補者の氏名を記載しなければならない。

３　第１項の申請は、条例第３条第１項に規定する日の第７条に規定する時間内にしなければならない。

（掲載文の作成方法等）

第３条　掲載文は、委員会が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（様式第２号。以下「原稿用紙」という。）により作成しなければならない。

２　掲載文は、黒色の色素により記載しなければならない。

３　原稿用紙の写真欄以外には、写真を掲載できない。

４　原稿用紙の氏名欄には、候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 89 条第５項において準用する同令第 88 条第８項の規定の適用を受けた場合にあっては、その通称。以下同じ。）及びふりがな並びに所属党派名、年齢、生年月日及び職業以外は、記載することができない。この場合において、使用することのできる文字は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、ローマ字、括弧（候補者の氏名に用いる場合を除く。）及びアラビア数字とし、候補者の氏名及びふりがなについては白抜きの文字は使用することができない。

５　原稿用紙の記載欄に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る合計面積は、当該記載欄の面積のおおむね２分の１を超えてはならない。

（掲載文及び写真の違反部分等に対する措置）

第４条　委員会は、条例第３条第２項若しくは前条の規定に違反した部分があるとき、第７条第２項の規定により印刷する場合において文字等が著しく小さいとき、又は色の濃淡その他の事由により印刷が著しく不透明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該部分の訂正を求めることができる。

２　委員会は、候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、当該部分を選挙公報に掲載しない等必要な措置を講ずることができる。

（掲載文及び写真の修正、撤回等）

第５条　候補者は、既に申請した掲載文の修正又は写真の取換えをしようとするときは、選挙公報掲載文修正（掲載写真取換）申請書（様式第３号）に修正した掲載文２通又は写真２枚を添えて、委員会に提出しなければならない。

２　候補者は、条例第３条第１項の規定による申請を撤回しようとするときは、選挙公報掲載撤回申請書（様式第４号）を委員会に提出しなければならない。

３　第２条第３項の規定は、前２項の場合にこれを準用する。

（掲載の順序を定めるくじ）

第６条　条例第４条第２項の規定による掲載順序を定めるくじを引く順序は、選挙公報掲載申請書（前条の規定により修正又は取換えの申請をした場合は、その申請書）を提出した順序とする。

２　委員会は、あらかじめ前項のくじを行う日時及び場所を告示するものとする。

（選挙公報の様式及び印刷方法）

第７条　選挙公報の様式は、様式第５号に準じたものとする。

２　選挙公報は、候補者から提出された掲載文及び写真を、写真製版により黒色で印刷するものとする。この場合において、委員会は、掲載文及び写真を拡大し、又は縮小して印刷することができる。

３　候補者は、選挙公報の印刷の体裁等について指定することができない。

（選挙公報の余白の利用）

第８条　委員会は、選挙公報に余白があるときは、選挙に関する啓発、周知その他必要な事項を掲載することができる。

（選挙公報への掲載の中止）

第９条　委員会は、選挙公報への掲載を申請した候補者が死亡し、候補者たることを辞し、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条の４第９項の規定により立候補の届出を却下され、又は同法第 91 条第２項若しくは第 103 条第４項の規定により候補者たることを辞したものとみなされるに至ったことを知った場合は、当該候補者に係る掲載文及び写真の掲載を中止する。ただし、選挙公報の印刷に着手した後においては、中止しない。

（掲載文及び写真の返還制限）

第 10 条　委員会に提出された掲載文及び写真は、いかなる理由があっても返還しない。

（選挙公報の訂正）

第 11 条　委員会は、選挙公報に誤りがあったときは、告示により訂正するものとする。

（補則）

第 12 条　この告示に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

【発行】砥部町選挙管理委員会
〒791-2195　伊予郡砥部町宮内 1392 番地
TEL089-962-6110　/　FAX089-962-4277